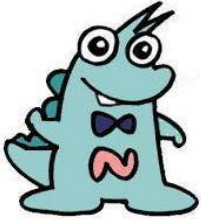


平成30年7月6日(金)

第6期第1回日進市自治推進委員会 資料1-2



# 日進市自治基本条例の解説



平成28年5月改訂版  
日進市

目次	ページ
前文	2
<b>第1章 総則</b>	<b>3</b>
第1条 目的	
第2条 条例の位置づけ	
第3条 定義	
<b>第2章 自治の基本原則</b>	<b>5</b>
第4条 自治の基本原則	
<b>第3章 市民の権利</b>	<b>6</b>
第5条 個人の尊厳	
第6条 平和的生存権	
第7条 環境権	
第8条 知る権利	
第9条 個人情報の保護	
第10条 権利の尊重	
<b>第4章 市民、市議会及び市長等の役割と責務</b>	<b>8</b>
第11条 市民の役割と責務	
第12条 市議会の役割と責務	
第13条 市長の役割と責務	
第14条 市職員の役割と責務	
<b>第5章 参加と協働</b>	<b>10</b>
第15条 市民参加	
第16条 市民自治活動	
第17条 連携	
<b>第6章 市政の組織及び運営</b>	<b>12</b>
第18条 柔軟な組織の形成	
第19条 市民本位の市政運営	
第20条 計画的な市政運営	
第21条 開かれた市政運営	
第22条 個人情報の適切な取扱い	
第23条 適切な行政手続	
第24条 財政	
第25条 行政評価	
<b>第7章 住民投票</b>	<b>15</b>
第26条 住民投票	
<b>第8章 条例の遵守等</b>	<b>16</b>
第27条 条例の遵守	
第28条 条例の見直し	
第29条 委任	
<b>附則</b>	<b>17</b>

## 前文

わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。

また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。

わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切に  
する差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。

今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育ていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。

そのためには、市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。

わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。

### 【解説】

法令における「前文」とは、その法令の制定の趣旨や目的、基本理念などを述べたもので、各条文の解釈基準となるものです。前文は、特に重要な基本となる法令に置かれることが多く、日進市の条例では、これまでに日進市環境まちづくり基本条例（平成17年1月1日施行）に見ることができます。

2000年（平成12年）4月の地方分権一括法の施行を機とする地方分権時代の到来により、自治体運営には、以前にも増して自己決定、自己責任が問われるようになりました。また、行政に限定されない公共のエリアとしての「新たな公共」を担う市民の活動も活発となり、市民が自主的に地域や市政に関わりを持つようになってきました。このような背景のなか、日進市は、国や県との適切な役割分担のもと、市民参加、協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざし、自治基本条例を制定しました。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

【解説】

この条例は、前文に掲げた自治の基本理念（自分たちのまちは自分たちの手で築いていこうとする「市民主体の自治」の精神）を明らかにし、自治（公共）を担う主体（市民、市議会、市長を含む市の執行機関）の役割と責務、参加と協働による自治の推進、市政運営の基本的な考えや仕組み（総合計画、情報公開、行政評価、住民投票等）などを定めることにより、「市民主体の自治」の実現を図ることを目的としています。

※「市の執行機関」とは

地方自治法に規定する「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を指しています。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、日進市が定める最高の規範です。日進市における他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

【解説】

この条例は日進市の最高規範として位置づけられるため、他の条例や規則等の内容がこの条例に定められた自治の基本理念とその基本事項に沿っていることを求めています。

(定義)

第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

【解説】

この条例で使われる用語のうち、意味を共有しておきたい基本的なものについて定義をしています。

「市民」は、日進市に住んでいる「住民」に限らず、市内で働く人、学ぶ人、活動する人などを含めた広い意味としています。日進市内では数多くの学生が学んでおり、また市民活動も盛んです。このように日進市のまちづくりに関わる人たちを幅広く「市民」ととらえ、日進市の自治を担う主体として表現しています。

「協働」は、「市民参加」とともに自治を考える上で大切な用語です。市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割・機能・特性を活かし、相互協力・相互支援・共同という形態で連携し、課題に取り組むことをいいます。第2章（自治の基本原則）として規定するとともに、第5章（参加と協働）でも表現しています。

「コミュニティ」は、一般的には「地域社会」、「共同体」という意味で使われますが、この条例では地縁で結びついて活動を行う集団と、福祉や環境などといった分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方を含めています。

「市民自治活動」は、団体、個人を問わず、市民の自主的な公益的活動を指しています。

## 第2章 自治の基本原則

(自治の基本原則)

第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。

- (1) 平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。
- (2) 市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。
- (3) 自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。
- (4) 協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。
- (5) 市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。
- (6) 男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。
- (7) 情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。

### 【解説】

この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。

自治の前提として、人権が尊重される「平等な社会」をめざすことを表明しています。

「市民主体の自治の推進」は、市民が自治の担い手として、主体的に自治を推進することを表明しています。日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」における住民自治の拡充を表現しています。

地方分権が進む今、国や県との関係は以前のような上下関係ではありません。「自立した自治体」として、適切な役割分担と自らの判断と責任による市政運営が求められています。日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」における団体自治の確立を表現しています。

「協働の原則」は、市民、市議会及び市の執行機関が、協働で「市民主体の自治」を推進することを表明しています。(「協働」の定義については、第3条を参照ください。)

「市民の信託による市政」は、日本国憲法において、国政が国民からの信託を根拠としているのと同じように、日進市においても、市政の根拠は市民からの信託にあることを明記しています。

「男女共同参画の原則」は、男女共同参画の考えをもとに「市民主体の自治」を推進することを表明しています。

※「男女共同参画」とは

男女は、社会の対等な構成員として自らの意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、その利益を享受し、共に責任を担う、という考え方です。なお、日進市では、男女共同参画の基本となる男女平等を推進するため、「日進市男女平等推進条例（平成19年10月1日施行）」を制定しました。

「情報共有の原則」は、市政について市議会と市の執行機関の持っている情報を公開することが、市民参加や協働の前提として欠かせないものとして規定しています。

### 第3章 市民の権利

（個人の尊厳）

第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。

（平和的生存権）

第6条 市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安全に生きる権利を持ちます。

（環境権）

第7条 市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。

【解説】

第5条（個人の尊厳）、第6条（平和的生存権）、第7条（環境権）は、自治の前提となる権利を規定しています。

「個人の尊厳」では、基本的人権の尊重について規定しています。

「平和的生存権」では、福祉、保健衛生、防災、防犯、交通安全等、さまざまな分野の施策や活動によって、広く市民の生命、財産が守られることを規定しています。



「環境権」には、自然環境だけでなく、生活環境も含めた広い意味での環境が含まれています。市民は、良好な環境の恵みにより、健康で、安全で、文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を将来に引き継ぐ責務があります。そこで、本条において環境に対する権利を規定するとともに、第11条（市民の役割と責務）において、その環境を次の世代に引き継ぐ役割と責務について規定しています。なお、環境分野における基本条例として、「日進市環境まちづくり基本条例」があります。

（知る権利）

第8条 市民は、市政について市議会及び市の執行機関の持っている情報を知る権利を持ちます。

（個人情報の保護）

第9条 市民は、個人に関する情報が侵されることのないよう保護される権利を持ちます。

【解説】

「知る権利」は、市民参加や協働の前提として、市議会と市の執行機関が持っている市政についての情報の公開を求めるために欠かせないものです。この権利を保障するために、第21条（開かれた市政運営）において「日進市情報公開条例（平成11年10月1日施行）」について規定しています。

また、上記の「知る権利」によって市政に関する情報が公開される一方で、市議会及び市の執行機関が持っている個人情報が適切に保護されるために「個人情報の保護」が必要です。この権利を保障するために、第22条（個人情報の適切な取扱い）において「日進市個人情報保護条例（平成11年10月1日施行、全部改正 平成27年10月5日施行）」について規定しています。

（権利の尊重）

第10条 前5条に規定する市民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とします。

【解説】

第5条から第9条までに掲げる「市民の権利」は、他人の権利をお互いに認め合い尊重するなど、社会全体の利益を考慮する中で保障されることを規定しています。



この条例の中で規定されている「市民の権利」については、自治（まちづくり）といった観点から包括的に規定しているものであり、個別の事案ごとには、同じ「市民」であっても、日進市に住んでいる人とそうでない人では、その保障される権利に幅はあります。（例えば生活扶助に関しては、生活保護法の規定に基づき、日進市に住んでいる人が対象になります。）

## 第4章 市民、市議会及び市長等の役割と責務

### （市民の役割と責務）

- 第11条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。
- 2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に答えているかどうかを見守るよう努めます。
  - 3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。

### 【解説】

市民が担う役割や果たすべき責務を定めています。

第1項では、第7条で規定した「環境権」と合わせ、役割と責務について規定しています。

第2項では、市民は、市政について関心を持ち、市議会や市の執行機関が市民からの信託にしっかり応えているかどうかをチェックするよう努めることを規定しています。

第3項では、健全な財政運営と財政基盤の確立のためには、市民の応分の負担（市民税や使用料等）が不可欠だと考え、その必要な負担を市民全体で分かち合うことを規定しています。

### （市議会の役割と責務）

- 第12条 市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。
- 2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 【解説】

市民の代表機関である市議会の担う役割や果たすべき責務について定めています。

市議会の役割については、地方自治法のなかで、条例の制定改廃や予算の決定等の議決、執行機関に対する監視などが規定されています。地方分権時代における市議会の役割は一層重要なものになると考え、本条例においても市議会の役割について規定しています。

第2項では、市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、市議会において「日進市議会基本条例（平成23年4月1日施行）」が制定されました。なお、議員の政治倫理に関する条例として、「日進市議会議員政治倫理条例（平成19年10月1日施行）」があります。

#### （市長の役割と責務）

第13条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければなりません。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市政の運営を行わなければなりません。

#### 【解説】

市議会とともに、市民の代表機関としての市長が担うべき役割や果たすべき責務を定めています。

第1項では、市長が市政運営を行うにあたっての基本的事項を規定しています。

第2項では、市長が将来の展望や方針を示すことにより、市長の統轄の下に各執行機関が一体となって、市政の推進を図ることを規定しています。

第3項では、市長が市政運営にあたって、市職員に対するリーダーシップを発揮することを規定しています。「市職員」には、市長部局の職員だけでなく、他の執行機関の職員も含まれます。（執行機関については、第1条の解説を参照ください。）

#### （市職員の役割と責務）

第14条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければなりません。

### 【解説】

市の執行機関に属する全ての職員の担うべき役割や果たすべき責務を定めています。

地方公務員法のなかで、法令遵守義務、守秘義務、職務専念義務などが規定されていますが、第1項では改めて市職員が職務を行うにあたって守るべき基本的事項を規定しています。

地方分権時代を迎え、市職員には更なる資質や能力の向上が求められます。第2項では、市職員は市政の専門スタッフとして、また市民参加や協働によるまちづくりのコーディネーターとして、必要な知識の習得や能力の向上に取り組むことを規定しています。

## 第5章 参加と協働

### (市民参加)

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができます。能力に応じた役割を果たすことができます。

3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。

5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 【解説】

第1項では、「市民参加」はあくまで市民の自発的な参加であることを規定しており、参加しないことを理由に不利益を受けるものではありません。

第2項では、選挙権を持たない子どもも、市民として市政に参加できることを規定しています。これにより、子どもの考えや意見を市政に反映するとともに、子どものころから市政に関心を持ってもらうことができると考えます。なお、子どもの権利や参加の機会を保障するため、「日進市未来をつくる子ども条例（平成22年4月1日施行）」を制定しました。

第3項では、子どもが市政に参加して役割を果たすために必要となる、周りの大人や地域の支援を規定しています。

第4項では、市民参加を推進するために、市議会及び市の執行機関による支援について規定しています。

第5項では、市民参加に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年10月1日施行）」を制定しました。

（市民自治活動）

第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。

2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。

3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【解説】

第15条の「市民参加」とともに、「市民主体の自治」の要である「市民自治活動」について規定しています。まちづくりは、市議会や市の執行機関による活動（市政）だけでなく、地域における市民の自主的な公益的活動によるところが大きく、互いにより良いまちづくりをめざして協働することが大切です。（「市民自治活動」の定義については、第3条を参照ください。）

第1項及び第2項では、区や自治会といった「地縁型」のコミュニティや、NPOのような「テーマ型」のコミュニティなどによる活動のほか、個人で行うボランティア活動等により、市民が市民自治活動の推進に努めることを規定しています。

第3項では、自治の重要な担い手である「コミュニティ」の育成について規定しています。（「コミュニティ」の定義については、第3条を参照ください。）

第4項では、市の執行機関による支援について規定しています。あくまでも、市民自治活動の自主性、自立性を尊重しますので、必要のない場合にまで支援するというものではありません。

第5項では、市民自治活動の支援に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市市民参加及び市民自治活動条例」を制定しました。

(連携)

第17条 市民は、市民自治活動の推進のため、コミュニティ活動やボランティア活動等を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。  
2 日進市は、他の自治体と、共通の課題を解決するため、相互に連携するよう努めます。

【解説】

広域的な人と人とのつながりが市民自治活動の推進につながると考え、第1項では、市民が市外の人々と連携することを規定しています。

日進市としての自主性、自立性は保ちながらも、他の自治体と共通する問題を解決するために互いに連携を図ることも大切であると考え、第2項では、日進市と他の自治体とが連携することを規定しています。

## 第6章 市政の組織及び運営

(柔軟な組織の形成)

第18条 市の執行機関は、市民にわかりやすく、効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくらなければなりません。

【解説】

地方分権時代に対応した組織とするため、行政課題に効率的かつ機能的に対応できる組織体制を整えることを規定しています。

(市民本位の市政運営)

第19条 市の執行機関は、広報及び広聴の機能を一体的に発揮することにより、市民の意向を的確にとらえ、市民本位の市政の運営を行わなければなりません。

【解説】

市の広報紙やホームページなどによる広報機能と、市長への提案箱や行政モニター制度などによる広聴機能を相互に連携、充実させながら、市民の視点で考え、市民の気持ちをくみとった市政の運営を行うことを規定しています。

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

【解説】

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年8月1日施行）により、市議会の議決を経て総合計画の基本構想を策定する義務はなくなりました。しかし、総合計画は市のまちづくりの最上位の計画で、長期展望に立った総合的、計画的な行政経営の指針であるため、本条例ではその策定義務を規定しています。

また、市議会で「日進市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年4月1日施行）」が制定され、総合計画の基本構想部分の策定、変更又は廃止に関して市議会の議決を必要としています。

なお、個別の計画等は、総合計画に基づいて策定します。

※総合計画とは

目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策や事業を定める基本計画、事業の年度ごとの進め方を明らかにする実施計画により構成されます。

(開かれた市政運営)

第21条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません。

2 前項に規定する情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【解説】

第8条で規定する「知る権利」を保障するものとして、市政における情報公開について規定しています。なお、情報公開に関して必要な事項については、「日進市情報公開条例」に委ねています。

(個人情報の適切な取扱い)

第22条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。



【解説】

第9条で規定する「個人情報の保護」を保障するものとして、市の保有する個人情報の保護について規定しています。なお、個人情報の保護に関して必要な事項については、「日進市個人情報保護条例」に委ねています。

(適切な行政手続)

第23条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続（以下「行政手続」といいます。）を行わなければなりません。  
2 前項に規定する行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【解説】

市の執行機関が市民の利害に関わる処分などを行う際、処分などがどのような手順を踏んで行われるかの決まりを定め、あらかじめ公表しておくことを規定しています。なお、行政手続に関して必要な事項については、「日進市行政手続条例（平成9年10月1日施行）」に委ねています。

(財政)

第24条 市長は、総合計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。  
2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、わかりやすく説明しなければなりません。  
3 市長は、日進市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。

【解説】

計画的で実効性のある市政運営を行う上で重要な「財政」について定めています。

第1項では、中長期的な財政計画を策定し、計画的で効率的な財政運営を行うことを規定しています。

第2項では、財政に関する計画及び状況を市民にわかりやすく説明することを規定しています。健全な財政運営が行われているかどうかを市民もチェックできるようにすることが大切だと考えています。

第3項では、市有財産の適正管理と有効活用について規定しています。



(行政評価)

第25条 市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければなりません。

2 市の執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

【解説】

日進市の行政が効率的、効果的に行われているかどうかを評価する仕組みについて定めています。日進市では、平成17年度から行政評価を実施しており、事務事業評価を行い、結果を公表しています。

第1項では、市民参加のもとに行政評価を実施し、市政に反映させていくことを規定しています。なお、平成23年度からは外部評価を行っています。

第2項では、評価を実施するだけでなく、その結果を公表することを規定しています。行政評価制度は、効率的な行政運営のためだけでなく、結果を公表することにより、市民への説明責任を果たすことにもつながります。

※行政評価とは

民間の経営手法を行政運営に積極的に取り入れ、行政の効率性を高めようとする考え方（NPM：ニューパブリックマネジメント）の手法の一つです。行政が実施する仕事を、「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）」というマネジメントサイクルでとらえて、一定の基準、指標に従って客観的に分析、評価し、その結果を今後の行政運営に反映させるものです。

## 第7章 住民投票

(住民投票)

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【解説】

住民の意思を直接問う制度として「住民投票」について規定しています。住民投票はあくまでも議会制（間接）民主主義を補完する制度であり、意思決定の最終手段として行うべきものと考えます。

第1項では、住民投票の実施について位置づけています。

第2項では、住民、市議会又は市長から、あらかじめ決めておいた条件を満たした発議があった場合は、市議会の議決を経ずに住民投票を実施するという、いわゆる「常設型」の住民投票制度を規定しています。

住民投票の結果に拘束性はありませんが、市議会及び市長は結果を尊重することを第3項では規定しています。

第4項では、住民投票の実施に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市住民投票条例（平成25年4月1日施行）」を制定しました。

## 第8章 条例の遵守等

（条例の遵守）

第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【解説】

この条例の遵守に関して規定しています。

第2項では、市政全般において、この条例が遵守されているかどうかの検証を市民参加による組織を設けて行うことを規定しています。

第3項では、その検証を行うにあたっての組織体制や方法等のこの条例の遵守に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市自治推進委員会条例（平成19年10月1日施行）」を制定しました。

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。

3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとし、以降同様とします。

**【解説】**

この条例について、定期的に検証し、必要があれば改正も含めた措置をとることを規定しています。この条例はその性格上、簡単に改正するものではありませんが、定期的な検証とその結果による必要な措置について、制度として保障するものです。

第3項では、その検証を行うにあたっての組織体制や方法等のこの条例の見直しに関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市自治推進委員会条例」を制定しました。

(委任)

第29条 この条例の施行に関して必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとし、以降同様とします。

**【解説】**

この条例の施行に関して必要な事項があれば、市議会及び市の執行機関が別に定めるよう規定しています。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行します。

**【解説】**

この条例は平成19年4月1日に公布しましたので、施行は平成19年10月1日からとなります。



日進市自治基本条例の解説  
平成28年5月改訂版



発行：日進市

編集：日進市企画部企画政策課

住所：〒470-0192

愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

電話：0561-73-3176 FAX：0561-73-8275

メール：seisaku@city.nisshin.lg.jp

H P：http://www.city.nisshin.lg.jp

